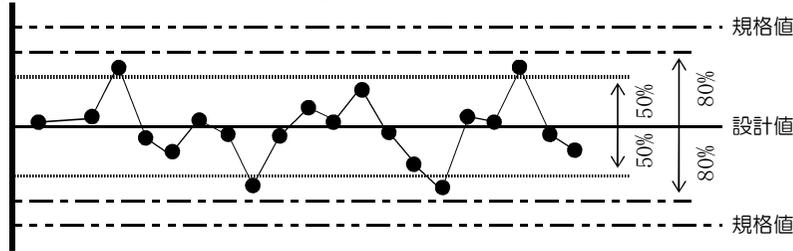


別紙-5

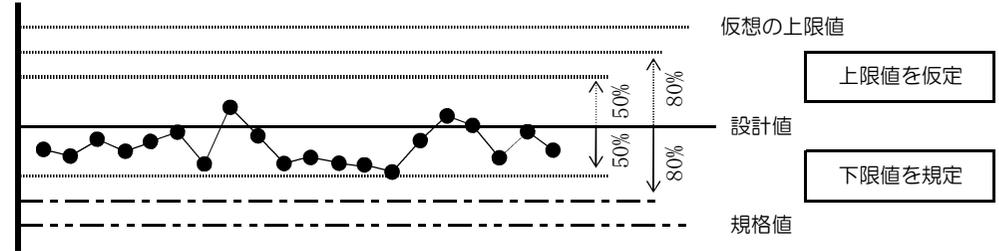
1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合) ①ばらつきが50%以下と判断される例



(規格値が下限値のみの場合)

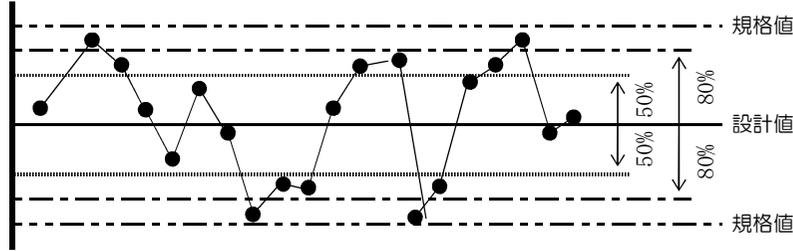


※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

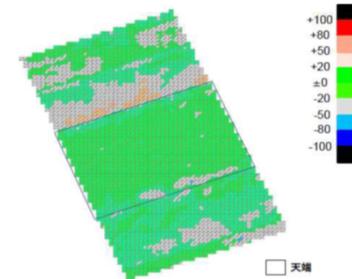
〔ICT活用工事の場合〕

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判定
ばらつきが50%以下と判断できる例

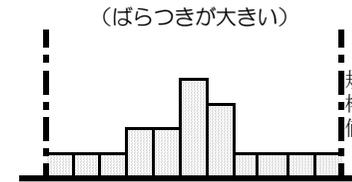
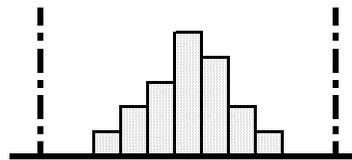
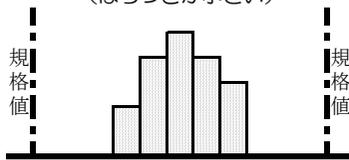
(上・下限値がある場合) ②ばらつきが80%以下と判断される例



天端のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1,000
	規格値の±50%以内のデータ数	997
法面のばらつき	規格値の±80%以内のデータ数	1,700
	規格値の±50%以内のデータ数	1,360



〔度数表またはヒストグラムの場合〕
(ばらつきが小さい)



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 多工種工事の場合は、主たる3工種以内で評定する。ただし、それ以外の工種で重要な場合は3工種以内を含むことができる。
- (2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で作られる構造物も対象とする。
- (3) 評定は「多工種複合工事」欄を活用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

クラックが発生した構造物では、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に基づき、評価した結果、補修または補強が必要と判断されたクラック（以下、許容クラック）に該当するかどうか調査する。なお、許容できないクラックの目安は、同指針に基づき、表面におけるクラック幅が「0.2mm以上」（ただし、防水性・水密性に及ぶ大きい場合（対象構造物としては常時水圧が作用する環境にあるタンク、地下外壁など）は「0.05mm」以上とする。）

- (1) 「施工が原因で許容できないクラックが発生し、有識者（コンクリート診断士等）の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、「c評価」とする。
- (2) 「施工が原因で許容できないクラックが発生したが、無処理のまま完成検査を受検し、手直し指示を受けた」等が見られたら、「e評価」とする。

4. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。